

## 社会福祉法人宇津野会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇津野会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事並びに評議員及び評議員選任・解任委員を併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、報酬・賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費であり、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (役員報酬)

第3条 当法人の役員報酬は定款第8条及び第21条に定めるとおり支給しないものとする。

### (費用弁償)

第4条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは理事長の指示を受けて法人の業務に当たったときはその費用を弁償する。費用弁償として5,000円を支払う。ただし、職員が役員の場合は支払わないものとする。

### (費用弁償の支払方法)

第5条 役員等の費用弁償は現金をもって、その都度本人に支払うものとする。

- 2 支払いに当たり、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除することができる。

### (旅費)

第6条 役員等が職務遂行のため、出張する場合には、社会福祉法人宇津野会施設職員旅費規程により支給する。

### (改廃)

第7条 この規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規程は令和元年12月12日から施行する。

- 2 社会福祉法人宇津野会役員等報酬規程及び社会福祉法人宇津野会役員等費用弁償規程は廃止する。